

議案第1号

盛岡広域都市計画地区計画（巣子駅地区）の変更案について

盛岡広域都市計画地区計画（巣子駅地区）の変更案について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により審議を求める。

令和3年8月25日

滝沢市都市計画審議会長

滝都第0806007号
令和3年8月6日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 主濱 了



盛岡広域都市計画地区計画（巣子駅地区）の変更案について（諮問）
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において
準用する同法第19条第1項の規定により、貴審議会に諮問する。

議案第 2 号

盛岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する市の意見について

盛岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する市の意見について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により審議を求める。

令和 3 年 8 月 2 5 日

滝沢市都市計画審議会長

滝都第0806008号

令和3年8月6日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 主濱 了



盛岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する市の意見について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、今後岩手県より意見照会がある予定であることから、滝沢市の意見回答案について貴審議会に諮問する。

記

意見回答案：異存なし

議案第 3 号

盛岡広域都市計画区域区分の変更案に対する市の意見について

盛岡広域都市計画区域区分の変更案に対する市の意見について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により審議を求める。

令和 3 年 8 月 2 5 日

滝沢市都市計画審議会議長

滝都第0806009号
令和3年8月6日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 主濱 了



盛岡広域都市計画区域区分の変更案に対する市の意見について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、今後岩手県より意見照会がある予定であることから、滝沢市の意見回答案について貴審議会に諮問する。

記

意見回答案：異存なし

議案第 4 号

盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する市の意見について

盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する市の意見について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により審議を求める。

令和 3 年 8 月 2 5 日

滝沢市都市計画審議会議長

滝都第0806010号
令和3年8月6日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 主濱 了



盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する市の意見について（諮問）
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において
準用する同法第18条第1項の規定により、今後岩手県より意見照会がある予定であるこ
とから、滝沢市の意見回答案について貴審議会に諮問する。

記

意見回答案：異存なし